

法定外公共物（里道・市管理道路）占用許可申請フロー図

□ …申請者の動き

□ …市の動き

水道事業（配水管、給水管など）について、大阪広域水道事業団と、
下水道事業（雨水管、污水管、人孔、取付管など）については、下水道河川課と協議を行う

↓ 経由印をもらう

法定外公共物占用許可申請書の提出

- 占用許可申請書（正）・（副）の2部（1部な写し可）
- 道路の規制が伴う場合は道路使用許可申請書も提出してください

↓ 道路使用許可申請あり
約1週間

↓ 道路使用許可申請なし
約1週間

警察協議書の交付



警察署へ道路使用許可申請書提出



警察協議回答書の受け取り

警察協議回答書を市へ提出



警察協議回答書と引き換えて

占用許可書の交付

↓ 工事が完了したら

工事竣工届の提出

↓ 住所や氏名の変更が発生

住所等変更届出書の提出

↓ 売買などで占有者の権利を
継承した場合

地位継承届出書

↓ 占用の廃止等をする場合

法定外公共物占用廃止・占用期間満了届出書の提出